

保 護 者 殿

あきる野市立南秋留小学校  
校 長 遠 藤 裕 孝

### 感染症による出席停止について

学校では、特に感染力の強い病気にかかると、他の健康な児童・生徒に感染させないために、学校を休まなくてはならないきまりがあります。これらの感染症（感染症の種類は裏面参照）の可能性があつて学校を休ませる場合には、学校へ必ず連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり再登校させる際には、以下の「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入し、担任へお渡しください。

#### 【コピーして、お使いください】

..... き.....り .....と .....り.....せ.....ん.....

あきる野市立 南秋留小学校長殿

#### 学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

年 組 氏名

月 日 ( ) に下記のとおり診断されました。

病名： \_\_\_\_\_

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

このため、月 日 ( ) から月 日 ( ) まで欠席させて  
いましたが、月 日 ( ) から登校させますので届け出ます。

平成 年 月 日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

|        | 感染症の種類  | 出席停止の期間                                    |
|--------|---|--|
| 第一種感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱<br>マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群<br>鳥インフルエンザ  | 治癒するまで                                     |
| 第二種感染症 | インフルエンザ<br>(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)  | 発症後5日経過、かつ解熱後2日を経過するまで                     |
|        | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで    |
|        | 麻疹  | 解熱後3日を経過するまで                               |
|        | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が現れた後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
|        | 風しん   | 発疹が消失するまで                                  |
|        | 水痘  | すべての発疹が痂皮化するまで                             |
|        | 咽頭結膜熱   | 主要症状がなくなった後2日を経過するまで                       |
| 第三種感染症 | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎   | 学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで                |
|        | 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎<br>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス及びその他感染症  | 学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで                |
|        | 《その他の感染症の例》<br>感染性(ウイルス性)胃腸炎<br>溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症<br>手足口病、伝染性紅斑<br>ヘルパンギーナ<br>A型肝炎、B型肝炎、サルモネラ感染症<br>カンピロバクター感染症、肺炎球菌感染症、急性細気管支炎、EBウイルス感染症<br>サイトメガロウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、日本脳炎 | 出席停止となる可能性がある感染症                           |

\*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)